

社会福祉法人中江報徳園 次世代法・女性活躍推進法一般事業行動計画

社員が男女ともにその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和8年 4月 1日 ~ 令和10年 3月 31日までの 2年間

2. 内容

目標1：計画期間中の男性労働者の育児休業取得率を34%以上とする（次世代法）

<対策>

- 令和8年 5月～ 職員へのアンケート調査、検討開始
- 令和8年 9月～ 各職場における休業者の業務カバー体制の検討（代替要員の確保、業務体制の見直し、複数担当者制、多能工化など）・実施
- 令和9年 1月～ 制度に関するパンフレットの作成・配布、有期契約労働者や管理職を対象とした研修および社内報などによる全職員への周知
- 令和9年 4月～ 育児休業取得開始日から10日間を有給とする制度を導入する

目標2：管理職に占める女性労働者の割合を2.6%から3.1%にする（女活法）

<対策>

- 令和8年 6月～ 各部署における問題点の検討及び研修の実施
- 令和8年 11月～ 業務量の見直し、DX化による事務の効率化などの取組実施
- 令和9年 3月～ 管理職を対象とした意識改革のための研修を2回実施
- 令和9年 6月～ 社内検討委員会での再検討（問題点、改善点の検討）

目標3：労働者の各月ごとの平均残業時間数等の労働時間を5.0時間以内にする
（次世代法・女活法）

<対策>

- 令和8年 4月～ 平均残業時間数の取得状況を把握する
- 令和8年 7月～ 社内検討委員会（所定外労働の業務内容の洗い出し、問題点等、実態の把握）
- 令和8年 10月～ 社内検討委員会での検討開始（改善策と実施スケジュールの検討）

- 令和9年 1月～ 会議での告知、書面・掲示板による職員への通知
- 令和9年 5月～ 社内検討委員会での再検討（問題点、改善点の検討）
- 令和9年 9月～ 管理職を対象にした意識改革のための研修会の実施
- 令和10年 1月～ 社内検討委員会での再々検討（問題点、改善点の検討）

目標4：有期雇用労働者を含む全社員労働者の年次有給休暇の取得日数を1人当たり平均年間 10.5日以上とする（次世代法・女活法）

<対策>

- 令和8年 4月～ 年次有給休暇の取得状況を把握する
- 令和8年 8月～ 計画的な取得に向けて管理職研修を計画期間中に2回行う
- 令和8年10月～ 各部署において年次有給休暇の取得計画を策定する
- 令和9年 1月～ 社内報などでキャンペーンを行う